

<p style="text-align: center;">中国银保监会办公厅 关于明确保险中介市场对外开放有关措施的通知 银保监办发[2021]128号</p> <p>为进一步扩大保险业对外开放，促进保险业健康有序发展，经银保监会同意，现将有关事项通知如下：</p> <p>一、允许有实际业务经验并符合银保监会相关规定的境外保险经纪公司在华投资设立的保险经纪公司经营保险经纪业务。《关于印发我国加入 WTO 法律文件有关保险业内容的通知》（保监办发[2002]14 号）中，设立外资保险经纪公司需满足投资者应在 WTO 成员境内有超过 30 年经营历史、在中国设立代表处连续 2 年以及提出申请前一年总资产不低于 2 亿美元的相关要求不再执行。</p> <p>二、允许外国保险集团公司、境内外资保险集团公司在华投资设立的保险专业中介机构经营相关保险中介业务。本通知所称保险专业中介机构包括保险专业代理机构、保险经纪机构及保险公估机构。</p> <p>三、外资保险专业中介机构在经营相关保险中介业务前，应依法依规备案或取得对应的业务许可，业务范围和市场准入标准适用银保监会关于保险专业中介机构的相关规定。</p> <p style="text-align: right;">中国银保监会办公厅 2021 年 12 月 3 日</p>	<p style="text-align: center;">中国銀行保險監督管理委員會弁公庁： 保険仲介市場の對外開放関連措置の明確化に 関する通知 银保監弁発[2021]128 号</p> <p>さらに保険業の對外開放を拡大し、保険業界の健全かつ秩序立った発展を促進するため、银保監会の同意を経て、ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、実際の業務経験があり、かつ银保監会の関連規定に合致する国外の保険仲介会社が中国において投資により設立した保険仲介会社が保険仲介業務を經營することを許可する。《我が国の WTO 加盟法律文書の保険業関連内容の印刷・公布に関する通知》（保監弁発[2002]14 号）における、外資保険仲介会社の設立は、投資家が WTO メンバーの国内において 30 年超の經營歴を有していなければならない、中国における駐在員事務所の設立から連続 2 年であり、申請提出の前年の総資産が 2 億米ドルを下回らないという関連要件の充足を今後は執行しないものとする。</p> <p>二、外国の保険グループ会社・国内の外資保険グループ会社が中国において投資により設立した保険専門仲介機構が保険仲介関連業務を經營することを許可する。本通知でいう保険専門仲介機構には、保険専門代理機構・保険仲介機構および保険査定機構を含む。</p> <p>三、外資保険専門仲介機構は、保険仲介関連業務の經營前に、法に基づき規定に従い備案あるいは相応する業務許可を取得しなければならない、業務範囲および市場参入基準は、银保監会の保険専門仲介機構に関する関連規定を適用するものとする。</p> <p style="text-align: right;">中国银保監会弁公庁 2021 年 12 月 3 日</p>
--	--